



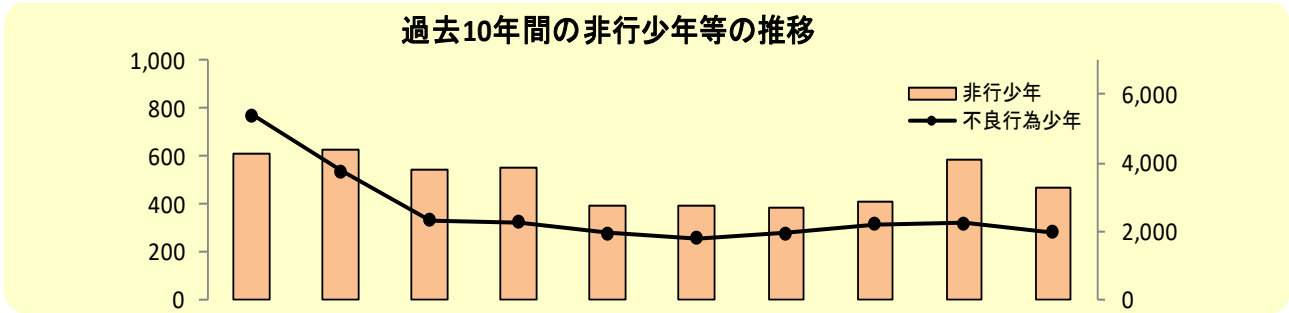
少年非行のあらまし



滋賀県の少年非行情勢

○令和6年中の非行少年の数は468人で、窃盗などの刑法犯罪で検挙・補導された少年は、令和3年から令和5年の間、増加傾向が続いていましたが、昨年は大幅な減少に転じ、前年比96人の減少（－18.4％）となり、特別法犯少年も減少となりました。

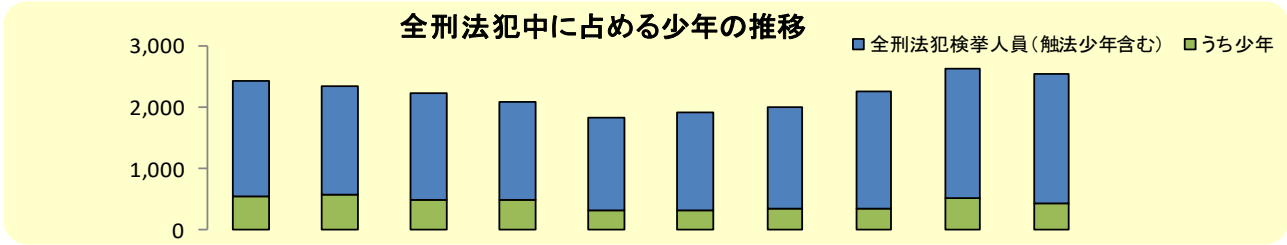
また、不良行為少年の数は1,956人であり、令和5年に比べて266人の減少（－12％）となりました。



区分		年次										前年比	
		H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	増減	率
非 行 少 年	刑法犯少年	562	571	487	501	336	336	346	355	523	427	-96	-18.4%
	犯罪少年	412	396	326	359	232	236	227	249	357	291	-66	-18.5%
	触法少年	150	175	161	142	104	100	119	106	166	136	-30	-18.1%
	特別法犯少年	44	50	53	48	53	48	33	54	57	40	-17	-29.8%
	犯罪少年	31	38	42	39	45	44	30	43	46	34	-12	-26.1%
	触法少年	13	12	11	9	8	4	3	11	11	6	-5	-45.5%
	ぐ犯少年	3	2			1	4	1	1	1	1	0	0.0%
	計	609	623	540	549	390	388	380	410	581	468	-113	-19.4%
不良行為少年		5,385	3,751	2,325	2,245	1,926	1,805	1,950	2,192	2,222	1,956	-266	-12.0%

(人)

○令和6年中、刑法犯少年は427人と、成人を含めた総検挙人員（2,533人）の約17%を占め、前年よりも少年の占める割合は減少しました。



区分		年次										前年比	
		H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	増減	率
全刑法犯検挙人員 (触法少年含む)		2,436	2,347	2,221	2,095	1,840	1,907	2,012	2,252	2,613	2,533	-80	-3.1%
うち少年		562	571	487	501	336	336	346	355	523	427	-96	-18.4%
少年の占める割合		23.1%	24.3%	21.9%	23.9%	18.3%	17.6%	17.2%	15.8%	20.0%	16.9%		

(人)



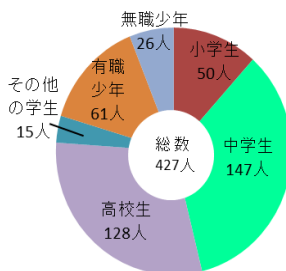
刑法犯少年の状況

包括罪種別の状況

区分	年次	総数	うち 中学生	うち 高校生	中・高 生が占 める割 合	前年比
凶悪犯	R5年	10	4	3	70.0%	0
	R6年	10	2	3	50.0%	
粗暴犯	R5年	106	58	22	75.5%	15
	R6年	121	51	27	64.5%	
窃盗犯	R5年	284	122	81	71.5%	-83
	R6年	201	72	61	66.2%	
知能犯	R5年	20	2	7	45.0%	-6
	R6年	14	1	8	64.3%	
風俗犯	R5年	13	4	4	61.5%	4
	R6年	17	2	10	70.6%	
その他	R5年	90	40	26	73.3%	-26
	R6年	64	19	19	59.4%	
計	R5年	523	230	143	71.3%	-96
	R6年	427	147	128	64.4%	

(人)

学職別の状況



刑法犯少年の約6割が中高生！

(包括罪種)

凶悪犯：殺人、強盗、不同意性交等、放火

粗暴犯：凶器準備集合、傷害、暴行、恐喝、脅迫

知能犯：詐欺、横領、偽造等

風俗犯：賭博、わいせつ

その他：器物損壊、住居侵入等上記以外の罪種

(人)

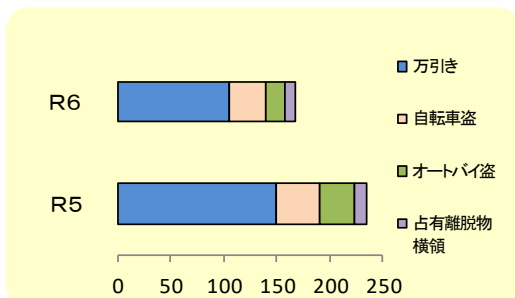
○刑法犯少年を包括罪種別にみると、窃盗犯とその他の刑法犯（器物損壊や住居侵入等）は大幅に減少していますが、傷害・暴行といった粗暴犯が増加しています。

また、学職別では、中学生と高校生が合わせて275人で全体の約64%を占めており、中・高生が占める割合は昨年より減少しています。



初発型非行の状況

初発型非行の内訳



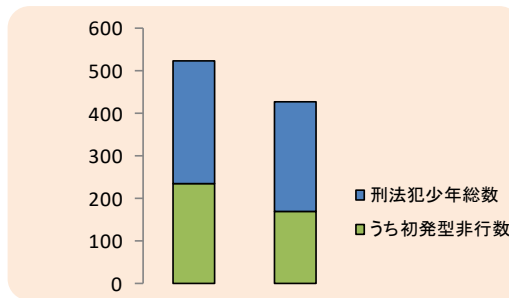
区分	年次	R5年	R6年	前年比	
				増減	率
万引き		149	106	-43	-28.9%
自転車盗		42	34	-8	-19.0%
オートバイ盗		32	17	-15	-46.9%
占有離脱物横領		12	11	-1	-8.3%
計		235	168	-67	-28.5%

(人)



全ての初発型非行において減少しています

刑法犯少年総数における初発型非行の割合



区分	年次	R5年	R6年	前年比	
				増減	率
刑法犯少年総数		523	427	-96	-18.4%
うち初発型非行数		235	168	-67	-28.5%
初発型非行の占める率(%)		44.9%	39.3%		

(人)



刑法犯少年の約4割が初発型非行での検挙！

○初発型非行とよばれる、万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領で検挙・補導した少年は168人で、前年に比べ67人減少しました。特に、万引きは43人であり、前年より大きく減少しています。

また、刑法犯少年総数に占める初発型非行の割合は39.3%となっています。



特別法犯少年の状況

特別法犯少年の法令別状況

○特別法犯少年を法令別にみると、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が13人と最も多く、次に軽犯罪法違反が11人、痴漢等の迷惑防止条例違反が4人となっています。

区分	年次	R5年	R6年	前年比	
				増減	率
覚醒剤取締法		1		-1	-100.0%
大麻取締法		7	3	-4	-57.1%
毒劇物取締法				0	—
麻薬等取締法				0	—
児買・児ポ法		10	13	3	30.0%
青少年健全育成条例		1		-1	-100.0%
銃刀法		2	2	0	0.0%
軽犯罪法		17	11	-6	-35.3%
迷惑防止条例		8	4	-4	-50.0%
その他		11	7	-4	-36.4%
計		57	40	-17	-29.8%

(人)



不良行為少年の状況

行為別補導状況

区分	年次	R5年	R6年	前年比	
				増減	率
深夜はいかい		891	810	-81	-9.1%
喫煙		701	690	-11	-1.6%
怠学		257	100	-157	-61.1%
飲酒		115	114	-1	-0.9%
粗暴行為		110	88	-22	-20.0%
その他		148	154	6	4.1%
計		2,222	1,956	-266	-12.0%

(人)

○不良行為で補導された少年は1,956人で、前年に比べ266人減少しました。

行為別では、深夜はいかいが810人で最も多く、続いて喫煙の690人、飲酒の114人となっています。



少年の福祉を害する犯罪等の状況

○少年が被害者となる福祉犯※で事件検挙した件数は121件と、前年より30件増加しました。

罪種別にみると、性的姿態撮影等処罰法違反が72件と最も多く、次に児童買春・児童ポルノ禁止法違反の30件となっています。

性的姿態撮影等処罰法違反の被害に遭った少年の学職別内訳は、高校生が最も多く、被害の状況は、ひそかに第三者から性的な姿態を撮影されるものが最も多いです。



小学生・高校生の被害者が増加！

※福祉犯～少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪として、少年警察活動規則等で定められた犯罪

区分	罪種	児童福祉法	売春防止法	風営適正化法	健全育成条例	児童買春・児童ポルノ禁止法	二十歳未満者への性的姿態撮影等処罰法	面会要求等	計	前年比	
										令和5年	増減
検挙件数		2	1	2	10	30	1	72	3	121	30
被害少年(人)		2		5	8	13	1	72	3	104	42
未就学								1		1	1
小学生						4		12	2	18	16
中学生					2	3	1	19	1	26	-6
高校生		1		2	6	6		30		45	19
その他学生								4		4	3
有職少年				1				4		5	5
無職少年		1		2				2		5	4

被害少年数は、統計上、主たる被害で計上するため、検挙件数と被害少年の人数は相違します。



SNSの利用をきっかけとして犯罪被害にあう少年が多数！

○ネット上の見知らぬ人とSNSでやりとりをし、脅されたり、騙されたりして児童ポルノや児童買春などの犯罪被害にあう少年が後を絶ちません。

警察では、SNS上で性被害につながるおそれがある不適切な投稿をサイバーパトロールにより発見し、メッセージを投稿して注意喚起を行うとともに、取締りを推進しています。

SNSの危険性

SNSを利用する人の中には、性的な目的で少年を狙う犯人が潜んでいます。犯人は理解者のふりをしたり、相談相手になったりして近づいてきます。また、プロフィールに嘘の性別や年齢等を使う等して仲良くなった後、油断させて犯行に及んでいます。

～SNS利用による犯罪被害から子供たちを守るために～

◎SNSで知り合った相手と不用意に会わない。

・SNS上では簡単に他人になりすますことができます。気軽に信じてはいけません。

◎下着姿や裸の写真は絶対に撮らない、送らない。

・人に見られては困る写真をネット上にあげることは危険です。

◎スマートフォン等には必ずフィルタリングを設定する。

・使用するスマートフォン等のインターネット接続機器には、必ずフィルタリングを設定し、適切に利用しましょう。



犯罪被害防止にフィルタリングが有効です！



少年に闇バイト等犯罪実行に加担させないために

○いわゆる「闇バイト」に応募して、犯罪行為に加担してしまう少年が社会問題となっています。「闇バイト」はアルバイトではなく、紛れもない犯罪行為です。犯罪者グループは、約束の報酬を元から払うつもりはなく、応募者を「使い捨て」にします。犯罪グループは凶悪な犯罪に加担するよう求め、それを拒めば入手した個人情報を元に執拗に脅迫し、恐怖心を植え付けます。このような犯罪グループが募集する闇バイトに応募しないよう社会全体で注意喚起するとともに、もし「闇バイト」に応募してしまった少年が周囲にいるときは、「＃9110」（警察相談専用電話）に相談してください。



少年サポートセンターの活動

○少年サポートセンターでは、「非行や不良行為を繰り返す少年」や「犯罪の被害に遭い心に傷を負った少年」に対して、専門的な見地から継続的に関わることによって立ち直りの支援を行っています。

少年に対する面接や保護者に対する助言に加え、関係機関とも連携しながら環境調整を行うことで、少年の問題行動の改善や社会への適応を図る支援を行います。

少年の立ち直り支援、その他少年に関することは、少年サポートセンターにご相談ください。

大津少年サポートセンター

所在地：大津市打出浜1-10 滋賀県警察本部北棟1階
電話：077-521-5735（直通）

米原少年サポートセンター

所在地：米原市米原1092 米原警察署内
電話：0749-52-0114（直通）

この資料で使っている用語は次のとおりです。

- 1 犯罪少年……14歳以上20歳未満の少年で罪を犯した者（交通関係を除く）
- 2 触法少年……14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者（交通関係を除く）
- 3 ぐ犯少年……18歳未満の少年で、その性格・行状等から判断して、将来何らかの罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者（令和4年3月以前は20歳未満の者）
- 4 非行少年……上記「犯罪少年」「触法少年」「ぐ犯少年」を総称している
- 5 不良行為少年…非行少年には該当しないが、飲酒・喫煙・深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている者
- 6 刑法犯少年…刑法に規定する罪を犯した犯罪少年及び触法少年（交通関係を除く）
- 7 特別法犯少年…覚醒剤取締法・軽犯罪法などの特別法令に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年（交通関係を除く）
- 8 初発型非行……万引き・自転車盗・オートバイ盗・占有離脱物横領